

○棚倉町上水道給水条例

平成10年4月1日

条例第9号

棚倉町上水道給水条例（昭和42年棚倉町条例第34号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第4条—第10条）

第3章 給水（第11条—第20条）

第4章 料金及び手数料（第21条—第29条の2）

第5章 管理（第30条—第35条）

第6章 貯水槽水道（第36条・第37条）

第7章 布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準（第38条—第40条）

第8章 補則（第41条）

附則

第1章 総則

（条例の目的）

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）その他法令に別段の定めがあるものを除くほか、棚倉町（以下「町」という。）上水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるとともに、併せて布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定めることを目的とする。

（給水装置の定義）

第2条 この条例において、「給水装置」とは、需要者に水を供給するために上水道事業管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第3条 給水装置は次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2世帯若しくは2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込)

第4条 給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、水道事業の管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の申し込みにあたり、管理者は必要と認めるときは、利害関係人の同意書、又はこれに代る書類の提出を求めることができる。

(新設等の費用負担)

第5条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、町においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第6条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事竣工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 指定給水装置工事事業者について必要な事項は、管理者が別に定める。

4 第1項の規定により管理者が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第7条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申し込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第8条 管理者が、施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

(1) 材料費

- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に管理者が定める。

(工事費の予納)

第9条 管理者に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者が、その必要がないと認めた工事については、この限りではない。

2 前項の工事費の概算額は、工事竣工後に精算する。

(給水装置の変更等の工事)

第10条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第11条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又は、この条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

3 第1項の規定による、給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても町は、その責を負わない。

(給水契約の申込)

第12条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ、管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第13条 給水装置の所有者が、町内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため町内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第14条 次の各号の一に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第15条 給水量は、町の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、管理者が、その必要がないと認めたときは、この限りではない。

2 メーターは給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。

(メーターの貸与)

第16条 メーターは、管理者が設置して、水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道利用者等」という。）に保管させる。

2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 保管者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失又は、き損した場合はその損害額を弁償しなければならない。

(水道の利用中止、変更等の届出)

第17条 水道利用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ、管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の利用をやめるとき。
- (2) 用途を変更するとき。
- (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道利用者等は、次の各号の一に該当するときは、すみやかに、管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の利用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 消防用として水道を使用したとき。
- (4) 管理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき。

(私設消火栓の利用)

第18条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

2 私設消火栓を、消防の演習に使用するときは、管理者の指定する上下水道課職員の立会を要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

第 19 条 水道使用者等は善良な管理者の注意をもって、水が汚染し又は漏水しないよう、給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

3 第 1 項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第 20 条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第 4 章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第 21 条 水道料金（以下「料金」という。）は水道の利用者から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を利用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第 22 条 料金は、次の表に定める給水料及びメーター使用料の合計額とする。ただし、その合計額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(1) 給水料

用途	基本料金（1 箇月につき）		超過料金（円） （1 立方メートルにつき）
	基本水量	料金（円）	
一般用	使用水量 10 立方メートルまで	1, 870. 0	242. 0
営業用	使用水量 20 立方メートルまで	3, 746. 6	242. 0
浴場営業用	使用水量 200 立方メートルまで	24, 831. 4	195. 8
臨時用	使用水量 1 立方メートルまで	455. 4	455. 4

(消費税及び地方消費税を含む。)

(2) メーター使用料（1 個 1 箇月につき）

口径（ミリメートル）	13	20	25	30	40	50	75	100
使用料（円）	178. 2	345. 4	398. 2	587. 4	686. 4	3, 256. 0	4, 254. 8	5, 843. 2

(消費税及び地方消費税を含む。)

(料金の算定)

第 2 3 条 料金は、定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が、定めた日をいう。）に、メーターの点検を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、定例日以外の日に点検を行うことができる。

(使用水量及び用途の認定)

第 2 4 条 管理者は次の各号の一に該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) 料率の異なる 2 種以上の用途に水道を使用するとき。
- (3) 使用水量が不明のとき。
- (4) 共用給水装置により、水道を使用するとき。

(特別な場合における料金の算定)

第 2 5 条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は次のとおりとする。

- (1) 使用水量が基本水量の 2 分の 1 以下のとき、基本料金の 2 分の 1 の額
- (2) 使用水量が基本水量の 2 分の 1 を越えるとき、基本料金の額

2 月の中途においてその用途に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用する。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第 2 6 条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者が、その必要がないと認めたときは、この限りではない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき、精算する。

(料金の徴収方法)

第 2 7 条 料金は、管理者が別に定める納入通知書による納入又は集金の方法により隔月徴収とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りではない。

(手数料)

第 2 8 条 手数料は、次の各号の区別により、申込者から申込の際、これを徴収する。ただし、管理者が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後、徴収することができる。

- (1) 第 6 条第 1 項の工事設計をするとき。

設計金額の 3 パーセント。ただし、その算出した金額に 1 0 円未満の端数があるときはその端数金額は切り捨てる。また算出した金額が 3 0 0 円に満たないときは 3 0 0 円

とする。

(2) 第6条第2項の手数料は、次の表のとおりとする。

種別 工事金額	設計審査手数料	竣工検査手数料
10万円未満	1,000円	2,000円
10万円～20万円未満	1,500円	2,500円
20万円～30万円未満	2,000円	3,000円
30万円～40万円未満	2,500円	3,500円
40万円～50万円未満	3,500円	4,500円
50万円以上	5,000円	6,000円

(3) 第18条第2項の消防演習の立会をするとき。

1基につき 1,000円

(4) 指定給水装置工事事業者登録手数料

1件につき 20,000円

(5) 指定給水装置工事事業者更新手数料

1件につき 10,000円

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第29条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、その他の費用を軽減又は免除することができる。

(料金債権の放棄)

第29条の2 管理者は、民法（明治29年法律第89号）第166条第1項各号又は附則第10条第4項の規定により消滅時効が完成した料金の債権について、消滅時効の起算日から5年を経過したときは、これを放棄することができる。

2 前項の規定にかかわらず、消滅時効が完成し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合は、料金の債権を放棄することができる。

(1) 債務者が死亡し、当該債務を相続する者がいないとき。

(2) 調査しても債務者の所在が不明なとき。

(3) 債権の金額が少額で、回収に要する経費に満たないとき。

(4) 破産法（平成16年法律第75号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）等の法令の規定により、債務者が当該債権につきその責を免れたとき。

(5) 法人の債務者が事業を休止し、事業の再開の見込みがなく、差押財産が強制執行をした場合の費用を超えないと認められるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要があると管理者が認めたとき。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第30条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

2 前項の措置に要する費用が生じた場合は、水道使用者等の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第31条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第4条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第32条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の使用者が、第8条の工事費、第19条第2項の修繕費、第22条の料金、第28条の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の使用者が、正当な理由がなくて、第23条の使用水量の計量、又は第30条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第33条 管理者は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が、60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。
- (2) 給水装置が、使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めたとき。

(過料)

第34条 管理者は、次の各号の一に該当する者に対し、50,000円以下の過料を科す

ることができる。

- (1) 第4条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなくて、第15条第2項のメーターの設置、第23条の使用水量の計量、第30条の検査、又は第32条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第19条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第22条の料金、又は第28条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

（料金を免れた者に対する過料）

第35条 管理者は、詐欺その他、不正の行為によって第22条の料金又は、第28条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

第6章 貯水槽水道

（町の責務）

第36条 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

- 2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

（設置者の責務）

第37条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

- 2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準

（布設工事監督者を配置する工事）

第38条 水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第12条第1項に規定する条例で定める布設工事監督者が監督業務を行うべき水道の布設工事は、法第3条第8項に規定する水道施設の新設又は次の各号に掲げる増設若しくは改造の工事とする。

- (1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) 沈でん池、濾過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(布設工事監督者の資格)

第39条 法第12条第2項（法第31条において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。）、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

- (7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (8) 第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては2年以上、第2号の卒業者にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

2 簡易水道事業、給水人口が5万人以下である水道事業又は1日最大給水量が2万5千立方メートル以下である水道用水供給事業の用に供する水道（以下「簡易水道等」という。）に係る前項の規定の適用については、同項第1号中「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第2号中「4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第3号中「5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「2年6月以

上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第4号中「6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第5号中「7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第6号中「8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第7号中「10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第8号中「2年以上、第2号の卒業者にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第9号中「最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第10号中「1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第11号中「3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」とする。

（水道技術管理者の資格）

第40条 法第19条第3項（法第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については

3年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 前条第1項第1号、第3号及び第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同項第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同項第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については7年以上、同項第5号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

2 簡易水道等又は1日最大給水量が1万立方メートル以下である専用水道に係る前項の適

用については、同項第1号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6月以上」と、同項第5号中「最低経歴年数以上」とあるのは「最低経歴年数の2分の1以上」と、同項第7号中「1年以上」とあるのは「6月以上」と、同項第8号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」とする。

第8章 補則

(委任)

第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、改正前の条例によってなされた承認、検査その他の処分又は申し込み、届出、その他の手続きは、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成11年条例第6号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(料金に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に旧条例の規定によって継続して供給している水道の使用で、施行日から平成11年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利の確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

附 則（平成12年条例第10号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の棚倉町上水道給水条例の規定は、平成13年1月6日から適用する。

附 則（平成14年条例第13号）

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(料金に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の棚倉町上水道給水条例の規定によって継続して供給している水道の使用で、施行日から平成14年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利の確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

附 則 (平成15年条例第8号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年条例第23号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年条例第17号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年条例第13号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年条例第37号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(料金に関する経過措置)

2 この条例の施行の際、現に棚倉町上水道給水条例の規定によって継続して給水が行われている水道の使用で、この条例の施行の日から平成22年4月30日までの間に水道料金の支払を受ける権利が確定するものに係る水道料金の額については、この条例による改正後の棚倉町上水道給水条例第22条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成25年条例第19号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年条例第37号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(料金に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の棚倉町上水道給水条例の規定によって継続して給水が行われている使用で、この条例の施行の日から平成26年4月30日までの間に水道料金の支払を受ける権利が確定するものに係る水道料金については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年条例第13号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第22条第1号及び第2号の改

正規定は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（令和 2 年条例第 7 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年条例第 28 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年条例第 9 号）

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年条例第 22 号）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年条例第 29 号）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。